

## 船舶による気象及び水象の観測成果の報告

### 気象業務法

#### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 船舶による気象及び水象の観測成果の報告
- ② 手続根拠 : 気象業務法第7条第2項  
気象業務法施行規則第5条
- ③ 手続対象者 : 気象業務法施行規則第4条により気象及び水象の観測を行った船舶
- ④ 提出時期 : 1) 航海終了の日（国際航海に従事する船舶にあっては、外国の港から最初に本邦の港に到達した日）から10日以内。  
2) 上記に加えて、気象業務法施行規則第5条第1項に該当する船舶は観測直後にも報告。
- ⑤ 提出方法 : 前項1)の航海終了後の報告は、船舶気象報（観測直後の報告）を作成する所定のソフトウェア（※）を使用している場合、ソフトウェアで自動作成されたファイルをEメールで送信、又はCDに保存して郵送してください。「船舶気象観測表」に記入している場合は、その用紙を郵送してください。  
前項2)の観測直後の報告は船舶気象報としてインマルサットC又はEメールにより送信してください。  
（詳しくは提出先にお問い合わせください）
- ⑥ 手数料 : 無し（所定のソフトウェア（※）で自動作成されたファイルを保存したCD及び「船舶気象観測表」（用紙）の郵送料、及びインマルサットCの通信料については気象庁負担です。Eメールによる報告時の通信料については船舶側でご負担をお願いします。）
- ⑦ 添付書類 : 無し
- ⑧ 提出様式 : 航海後の報告は船舶気象観測表を定める等の告示（昭和56年10月17日気象庁告示第5号）で定めた様式の船舶気象観測表、または所定のソフトウェア（※）で自動作成される所定のファイル様式  
観測直後の船舶気象報は船舶気象報規則（昭和30年9月30日運輸省告示第520号）による様式  
（詳しくは提出先にお問い合わせください）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせください。

※船舶気象観測・通報のページ <https://marine.kishou.go.jp/>から入手可能

## 2. 窓口情報

- ①提出先     : E メール   > 1) 航海終了後の報告   obsjma@climar.kishou.go.jp  
                  > 2) 観測直後の報告   ship@climar.kishou.go.jp  
                  郵送        > 〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9  
                                  気象庁大気海洋部環境・海洋気象課  
                                  電話 : 03-6758-3900 (内線 4672)
- ②受付時間   : 随時受付
- ③相談窓口   : 上記提出先と同じ

## 3. 手続情報

- ①審査基準     : -
- ②標準処理期間 : -
- ③不服申立方法 : -